

第 7 回阿蘇市議会会議録

1. 令和 6 年 11 月 29 日 午前 10 時 00 分 招集
2. 令和 6 年 12 月 17 日 午前 10 時 00 分 開議
3. 令和 6 年 12 月 17 日 午後 2 時 07 分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	杉 谷 保 信	2 番	中 川 文 久
3 番	菊 池 勝 秀	4 番	竹 原 真理子
5 番	佐 藤 和 宏	6 番	佐 藤 菊 男
7 番	児 玉 正 孝	8 番	甲 斐 純一郎
9 番	立 石 昭 夫	10 番	竹 原 祐 一
11 番	園 田 浩 文	12 番	市 原 正
13 番	大 倉 幸 也	14 番	湯 浅 正 司
15 番	五 嶋 義 行	16 番	古 木 孝 宏
17 番	谷 崎 利 浩	18 番	菅 敏 徳

欠席議員

な し

7. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	和 田 一 彦
教 育 長	坂 梨 光 一	総 務 部 長	高 木 洋
市 民 部 長	宮 崎 隆	経 済 部 長	荒 木 仁
土 木 部 長	中 本 知 己	教 育 部 長	山 口 貴 生
阿蘇医療センター事務部長	村 山 健 一	企画財政課長	廣 瀬 和 英
総 務 課 長	和 田 直 也	ほ け ん 課 長	小 山 隆 幸
農 政 課 長	佐 伯 寛 文	建 設 課 長	鎌 倉 敏 一
防災情報課長	市 原 修 二	観 光 課 長	秦 美 保 子
教 育 課 長	松 岡 幸 治	まちづくり課長	石 松 昭 信
住 環 境 課 長	村 上 勇 一	税 務 課 長	上 村 美 博
上下水道課長	竹 原 昭 典		

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山 本 繁 樹	議会事務局次長	塚 本 栄 治
書 記	山 本 悠 未		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

1 開議宣告

○議長（菅 敏徳君） おはようございます。

本日の会議は全議員の出席であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（菅 敏徳君） 日程第1「一般質問」を行います。

一般質問の所要時間は45分と定められています。一般質問は、市の行政全般にわたり、事務の執行状況及び方針などについて所信をただし、説明を求め、または疑問をたずぬるものであります。質問される議員におかれましては、この趣旨を踏まえ、簡潔で分かりやすい質問とし、また、お願いやお礼の言葉などを述べることは慎み、執行部におかれましては的確な答弁をお願いいたします。

なお、発言の際は挙手と同時に「議長」と声を上げ、許可された後に発言されますようお願いいたします。

これより、順次一般質問を許します。4番議員、竹原真理子君。

4番議員、竹原真理子君。

○4番（竹原真理子君） 改めて、おはようございます。一般質問を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今年もまたオレオレ詐欺で多くの方がお金を騙し取られる事件が多発しておりますが、今年の傾向として、手っ取り早く数人で高齢者や一人暮らしの家に押し入り、バールやハンマーなどの凶器でボコボコに痛めつけ、お金やキャッシュカードの暗証番号を聞き出し、さらには命までも奪う残虐非道な手口の事件が多発しております。

私の地区でも、「口々に地震も怖い、水害も怖い、阿蘇山の爆発も怖い。でも、今、一番怖いのは、窃盗団による災難だ」と言っておられます。「毎日、無事に朝を迎えられたことに感謝しています」と言っておられました。とても恐怖心が伝わってきます。

もはや田舎も安全ではない。こののどかな阿蘇も決して油断はできません。そこで、本市における侵入犯罪の状況をお伺いします。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） おはようございます。ただいまの御質問にお答えいたします。

阿蘇警察署刑事生活安全課にお聞きしましたところ、同署管内におけます本年の建物内への侵入等犯罪の発生件数でございますが、11月末現在で3件でございます。

○議長（菅 敏徳君） 竹原真理子君。

○4番（竹原真理子君） 防犯の個人レベルの対策として、ドアの二重ロックや窓ガラスの防犯フィルム、人が近づくと明るくなるセンサーライトの設置、通り道に砂利を敷いたりとかして、侵入の難易度を上げるということがございますが、これには費用がかかり、高齢者にはその作業は簡単ではありません。

できることと言えば、郵便物を溜めないとか、宅配便の箱などを捨てる際には個人情報削除するとか、地域全体での協力が重要ではございますが、そこで有効なのが防犯カメラの設置ですが、本市の状況はどういうことか、お聞かせ願います。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） お答えいたします。

民間施設を含めた、また、個人宅を含めた防犯カメラの設置箇所数でございますが、これは警察でも把握ができておりませんで、市の公共施設等に設置しております防犯カメラの設置状況は、市の庁舎等の公共施設に19台、それから学校や保育所等に55台、合計で74台設置している状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 竹原真理子君。

○4番（竹原真理子君） やはり侵入犯罪の難易度を上げるためには、どうしてもやはり防犯カメラというのが、今の時代は重要だと思いますので、これは市の予算では増設ということと難しいのでしょうか。地域ごとにですね。

市民の方は、阿蘇市で言えば人通りが多いところより、ちょっと田舎のほうに防犯カメラを設置していただけないでしょうかという要望が高まっておりますけれども、その点、お伺いしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） 防犯カメラの設置につきましては、市民の方の安全を守るために、非常に有効な手段だとは認識いたしております。しかしながら、市として各地域に防犯カメラを設置するということにつきましては、いくつか課題がございます。

まず、第一に、設置及び維持管理にかかる費用の問題がございます。防犯カメラの設置には初期費用だけでなく、維持・管理の面の費用等の運用コストも必要になってくるところであります。

また、プライバシーの問題というのも非常に考慮しなければなりません。防犯カメラ設置場所によっては、個人の住宅が常に映ってしまうとか、そういったプライバシーを侵害しな

いように慎重に検討する必要というのもございます。

また、防犯カメラが設置されているからといって、犯罪が起きないというわけではございませんので、防災意識の高揚や、議員もおっしゃいました地域のコミュニティ、防犯意識の向上、そういったものも併用して進めていくことが大事というふうに認識しております。

以上のことから、市としましては、現時点で各地域に防犯カメラを設置するということは難しいというふうに考えております。

○議長（菅 敏徳君） 竹原真理子君。

○４番（竹原真理子君） 今年の窃盗事件の特徴として、未成年者がお金欲しさに事件に加担しているということです。安易な気持ちでスマホからサイトに入り、自分に都合の良いことばかりの求人広告に目が行き、犯罪実行者募集情報、いわゆる闇バイトに応募して、窃盗団になるケースが増えてきております。

そのような取り返しのつかないことにならないように、本市としてどう防ぐのか、お伺いしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） 闇バイトに応募した若者が犯罪に加担するというケースが全国で相次いでおりまして、問題が年々深刻化しているというふうに認識いたしております。

闇バイトを含めましてＳＮＳに近因する犯罪は年々増えておりまして、コロナ禍以降、オンライン化が急激に進み、子どもにはスマートフォンを持たせないといけないという選択肢がなかなか取れなくなりつつあります。

インターネット上にはどのような危険性があるのかというのを、子どもがスマートフォンを持ち始めた頃から親と一緒に学び、コミュニケーションの中でお伝えすることがとても大事だというふうに思っておりますし、学校や社会全体でネット上の危険性を周知、啓発して、そういった闇バイトに、まずは応募しないといったようなことを伝えていくことが非常に大事だというふうに考えております。

熊本県警では、闇バイトの危険性や募集の手口のなどの注意喚起を各種団体と連携しながら、ホームページ、それからメール配信、チラシ配布等の周知活動、相談窓口の開設に加えて、緊急の対策といたしまして、今月中に県内の全日制の高校全てに警察官を派遣しまして、闇バイトの募集の手口や危険性などを直接生徒たちに説明する取り組みを進めているところでございます。これは地元の阿蘇中央高校においても、もう説明会は終わったという事で聞き及んでおります。

市としましても県警や関係機関と連携しながら、犯罪防止に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 竹原真理子君。

○４番（竹原真理子君） 今、防災課のほうのお話がありましたけど、教育課のほうではどのようにお考えのことでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（松岡幸治君） おはようございます。

ただいま、御質問にあった犯罪実行者募集情報に限らずですけども、小中学校において、やはり発達段階に応じて、情報化社会における学びを行っております。学びの背景としては、今日の子どもたちを取り巻く社会というものは、情報化が急速に進み、多種多様なマスメディア、これからの情報が多く流れております。子どもたちはどの情報を選ぶべきか、判断するのが難しい状況というものが出ております。

また、疑似体験、ネット上とかの疑似体験が増えて実体験と混同したり、長い時間、情報機器に向き合うことで人間関係が希薄になったり、生活体験、自然体験が不足すると、心身の健康にもさまざまな影響が出ることも懸念されております。

インターネット上にある不適切な画像やいじめ、差別、誹謗中傷など、いわゆる情報化の闇の部分、これに対する教育というのは必須であると考えております。小中学校の学習指導要領においても、情報モラルを身につけると明記されております。

加えて、学校ではやはり道徳教育、思いやり、規則の尊重、生命の尊さ、より良く生きる学びなどについて考える道徳性の育成、情報だけでいろんなことを判断するだけではなく、何が良くて何が悪いのか、こういう力を身につけるといことも重要であるというふうに考えております。

このように、まずは子どもたちが年齢不相応の危うい場面に近づかないような環境、そしてルール、これを整備する。これは、やはり大人のほうもしっかり考えて、学校、家庭、地域、そのあたりでしっかり整備する部分だと思っています。あとは子どもたちが主体的に判断し、責任を持って行動できる力の育成、悩みなどを大人に相談できるコミュニケーションづくりなど、家庭や地域、関係機関と連携して、学校教育全体を通じ、子どもたちの今と未来を守る、そういった取り組みを進めております。

○議長（菅 敏徳君） 竹原真理子君。

○4番（竹原真理子君） 未来の子どもを地域全体で守り、悪に染まらないように守っていきましょう。よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。近年、常に全国的に問題になっています、介護事業について取り上げさせていただきます。介護が必要な高齢者の数は年々増えており、厚生労働省の資料によりますと、20年前に比べ4倍以上になっているということですが、阿蘇市も居宅介助事業所がありますが、具体的にどのようなになっているか教えていただきます。

○議長（菅 敏徳君） ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） おはようございます。ただいま、御質問をいただきました件につきまして、お答えさせていただきます。

現在、訪問介護事業所といたしまして、阿蘇市内においては7事業所ございます。

○議長（菅 敏徳君） 竹原真理子君。

○4番（竹原真理子君） 先日、全国テレビで、ヘルパー不足によってケアマネジャーがケアプランを作成できない事業所が多くあると取り上げられておりました。ヘルパー不足というのはもう飛びぬけて深刻な問題ではございますけれども、全国の自治体で事業所がゼロのところは103あり、1事業所しかない自治体が277と、まさに介護危機がそこまで来ており

ます。その原因は何だと思えますか。

○議長（菅 敏徳君） ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） 現在、介護人材の不足ということに関しましては、全国的なものとなっております。例に漏れず阿蘇市におきましても、厳しい状況は実際続いているというふうにお伺いしております。

理由といたしまして、まず1点目、日本における急速な高齢化があります。例に漏れず阿蘇市におきましても、現在65歳以上の割合が既に40%を超えているというような状況でございます。

続きまして、賃金の低さや身体介護の負担があるということが考えられます。

○議長（菅 敏徳君） 竹原真理子君。

○4番（竹原真理子君） 確かにヘルパーさんの仕事からして、賃金に見合わないというのはやはり大きな原因だろうと思えますけれども、ある自治体では慰労金として、お金を支払っているところもあるということでございますので、私たちもいずれは、もう近いうちにそういう介護が必要な年齢になってきておりますので、ヘルパーさんの人材不足というのは、ものすごく深刻な問題だろうと思っております。

最後に、介護予防についての質問をします。要介護認定は85歳を過ぎると、急上昇すると報告されています。とはいえ、本市においても85歳以上で、健康な高齢者もたくさんおいでになります。やはり、どんなに介護サービスが充実していたとしても、私自身としても、健康で誰にも迷惑をかけず暮らしたいという思い、ほかの方も同じではないでしょうか。そのためにも、介護の必要がない健康を維持することが最重要の取り組みではないかと考えております。

介護が必要になるきっかけとして、病気もさることながら、転倒などによる怪我也大きな要因でございます。本市では、介護予防のためにどのような取り組みをされているか、教えてください。

○議長（菅 敏徳君） ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） 介護予防につきまして、「阿蘇市高齢者いきいきプラン」これは第9期計画を現在行っております。こちらの中では高齢者の健康寿命を延ばすことを目的といたしまして、1 高齢者の生きがいがづくりと社会参画、2 健康づくりの推進、3 住民主体の通いの場の充実、4 自立支援に向けた介護予防、日常生活支援、総合事業の充実、5 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進という5本を柱といたしまして、各地域で行われております、いきいき教室やふれあいサロン活動等を通して予防に取り組んでおります。

○議長（菅 敏徳君） 竹原真理子君。

○4番（竹原真理子君） データでは、事故発生場所の56%が自分の家で住居になっております。よく介護が必要になったあとに、住まいをリフォームすることがありますが、怪我をする前に転びにくい住まいの工夫をすることも、介護予防として期待ができるのではないのでしょうか。

介護保険を使つてのリフォームは存在しますが、転ばぬ先の杖として、他の自治体にはな

い取り組みなども、ぜひ検討いただければと深く希望して、今回の質問を終わらせていただきます。

○議長（菅 敏徳君） 4 番議員、竹原真理子君の一般質問が終わりました。

続きまして、15 番議員、五嶋義行君の一般質問を許します。

15 番議員、五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 15 番、五嶋義行です。今から通告に従って一般質問をしたいと思いをします。

まず一番目に、地下水の涵養についてということで通告しておりますが、古来、阿蘇は九州の水のふるさとと言われてきました。阿蘇は九州の主な河川の源流で、県内は白川、緑川、菊池川、九州最大の筑後川、大分の大野川、宮崎県の手々瀬川があります。

そして、阿蘇は水田面積が 4,000 ヘクタールありまして、もともと政策として、水を阿蘇谷に滞留させるという政策が続いてきました。このことは、地下水涵養が十分行われてきたと思っております。

近年、T SMC の半導体工場の出現により、急激に地下水の問題、話題が沸騰しております。しかし、阿蘇の水は熊本地域には流れないという、学者先生の説がありまして、それを真に受けたほとんどの人が、阿蘇の水を少しも話題にしない。地下水の話題は白川中流域、下流域ばかりであります。これはどうしてそうなったのか、農政課長が答弁すると思いますが、答弁をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） おはようございます。ただいまの御質問にお答えいたします。

学説によりますと、阿蘇地域の地下水涵養機能が下流域でございます熊本圏域に貢献していないという、学術的に示されていないという御質問だと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） そんな中で、10 月 31 日に東海大学の名誉教授、市川勉先生の講演がありました。今まで阿蘇の水は熊本地域に流れていないと、学術的なことを言った先生が、この市川先生なんです。この市川先生の話は早くから聞きたいと思って、土地改良の人たちが努力して講演会がありました。

そのときに、市川先生の講演の中に話が出ております。もともと立野火口瀬はれき層があって、地下水は熊本地域への直接の流はないと考えられてきましたが、2020 年にボーリング調査をした結果、毎日 4 万トン、年間で 1,500 万トンの水が流れているということを言われまして、そのとき私も質問をしました。以前はそういう学説があったが、今日は流れているという話でしたが、そのことを市川先生は反省しなかったというか、どういう言葉が出たかということ、学者の経費、予算では、ボーリング調査する予算はないと。ただ、地震があって、地震の調査で行政的な予算でボーリング調査ができたから、その説が流れてきたということでありまして、今後もっと、そこら辺を声を上げていかないかんと思いますが、いかが考えますか。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 10 月末に行いました東海大学、市川教授によります勉強会でございますけども、資料等を確認させていただきました。中身を拝見させていただきますと、熊本県の年間地下水涵養量のうち 3 割弱が阿蘇地域のものであるというふうな説明もあったところでございます。

そういった中で、どうしても定説という形になっていないというところもございまして、そういった観測器の設置でありますとか、増設でありますとか、今後も阿蘇地域の地下水涵養機能が果たされているという、学説的な部分の定義づけが必要になってくるということで拝見させていただいたところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） それは最近の話で、ここに一の宮町史の平成 16 年に編纂した本があります。ここに阿蘇地下水のことが詳しく載っている。平成 16 年ですよ。

それによりますと、熊本地域の地下水ということで、阿蘇山の西外輪山の麓の地下に大きな地下水の入れ物、地下水盆がある。2 番目に阿蘇火山の噴出である浸透性・潮流性の高い地層が分布している。そして 3 番目には、年間 2,500 から 3,000 ミリという豊富な降水量があるから、熊本地域の人は阿蘇に、この水に対して、阿蘇おかげだという明記する必要があるというようなことが、ここに書いてあるんですよ。

平成 16 年にあるのに、何で、このごく最近のニュースは、白川中流・下流域のことばかり言うのか。そこら辺はいかが考えますか。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） そもそも阿蘇地域自体が、草原・森林・水田の持続可能な土地利用で形成されておりまして、地下水涵養に大きく貢献しているのは目に見えているところでございます。そういった中で、やはり T S M C 事業自体の出現によりまして、どうしても白川中・下流域の部分がクローズアップされているところでございます。

今後も先般行われました勉強会による、市川先生によります説明にもございますとおり、阿蘇の地下水涵養機能が貢献しているというところを広く周知して、中・下流域の方々に対しても理解していただくような取り組みが必要であると思っております。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） ぜひ大きな声で、訴えてほしいと思います。

その次、2 番目の質問に、農家への支援ということで書いてあります。これはちょっと市長にもお伺いしたいんですが、今、渡しました 1 枚紙の紙は、概算でポンプを使わずに自然水で水が溜めれるアバウトの数字ですけど、積み上げてみましたら、阿蘇谷で 750 町ぐらいは自噴した井戸とか、自然水の水とかで水張りができる。これに、今、中流域・下流域あたりの 1 反からの助成金ですね、1 万 6,000 円から 3 万円という掛け算をすれば、どれぐらいになりますか。

それで、市長にちょっとお尋ねしたいんですが、新聞に載っておりました市長の 6 期目の公約というか、力を入れることに、地下水保全をしたいと、地下水保全があると、どういう

形で、それをやられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 市長。

○市長（佐藤義興君） まず、水の問題についてだけ分かるんですけど、その中に少し、ちょっと首をかしげるような質問の内容もありましたけれど、それを横に置いて考えていきたいと思っています。

私が思っているのは、五嶋議員がおっしゃられたように、T SMCが進出をしてきた。それによって、水の流れと白川流域のことについてが、より具体的に出てまいりました。でも、そういうことがあって、阿蘇郡市の町村長会、それから議長会も一緒なんですけれども、やっぱりこの水源の水というものをもうちょっとしっかりと、阿蘇山の伏流水ということで考えてほしいというようなことで、確か 12 月だったですね、去年だったでしょうか、要望させていただいて、その後、水面下のほうでいろいろ今後出てまいりました。

その中で、まずは、県と私どものほうでようやく出てまいりましたのが、阿蘇郡市における水の大事さということについてが、具現化をしつつありますし、それをこれからの容量とか、あるいはより具体的に、その辺のところが今出てくるということもありますので、これはしっかりと議論していかなければいけないということでは思っております。

一方では、やっぱり 6 河川という、そういう筑後川とか、五ヶ瀬とか、大野川とか、そういうところまで含めている大切な水の水源が、この阿蘇にあるということなんです。だから、大津のどうのこうのというのは、その一角であってですね、我々はそういうところの水をちゃんと供給をして、野焼きをし、そして環境の保全をしながら、今までやってきているから、これについての、やっぱりちゃんとした永久的に保障、永久的にそれが持続可能な、そういうものを何とかしてつくっていかなければ、ただ目先のことだけでやっていたんじゃ駄目じゃないだろうか。

イコール、それは気象状況がいつ変わるか分からないんですよね。ということは、今まで供給しているものが全て永遠であるかといったら、そうではないと思っています。どこかで気象のやっぱり変更によって、その供給をできなくなる恐れがある。できなくなる恐れがあるけれども、今のうちにそういう恐れの予防と、それから計画の中に入れながら、阿蘇のこの水というものを、いかに永久的に保存をし、活用していくかということが、今一番大事なことでありますから、その中でちゃんと位置づけをしていくということが大事だから、私はそのような考えで今おります。

その中には、先ほどおっしゃられた白川流域のやつも当然含んでくると。でも、それだけではないと、九州全域にこれは及ぶ大切な阿蘇の水であるという観点から今やっていますので、重ねて言いますけれども、気象状況によって、これが永遠に供給できるとは限らないから、早めにそういうことの対策と、そして、それに対するやっぱり地元の皆さん方の努力というものもしっかり認めていただきたいというのが、私の今回の水の思いであります。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 市長の思いは分かります。分かりますが、今、現状として、今、南阿蘇村は反当 3,000 円、高森町も反当 3,000 円、それでも白川中流域に比べれば 10 分の

1 の調整なんです。市長が今そういうふうに言われるならば、阿蘇市の農民にも何か恩恵を与えてやってください。その内容は分かります。しかし、現実的に阿蘇市の農民には何の恩恵も受けてない。そこが問題なんです。そこをどういうふうに、市長、考えられますか。

○議長（菅 敏徳君） 市長。

○市長（佐藤義興君） だから、農業をやっている人たちにとって、やっぱりそういうところがありますから、早くそういうものを構築をしながら、ちゃんと地元の皆さん方がそうやって水をやったことに報われるようなことをしっかりと取り組んで、早急にやっていかないといけないということです。

南阿蘇村との比較を申し上げましたけれども、それは地形も違いますし、いろいろ湧水の問題もあると思います。それについては、担当課長より説明をさせます。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

白川中流域の水田に係る湛水事業でございますけれども、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、今年度から助成額が上がって、増加いたしておるところでございます。

また、南阿蘇村・高森町で現在行っております梅雨時期に、3 か月間でございますけれども、行う事業ということで、10 アール当たり 3,000 円で設定がされているようでございます。

阿蘇管内でも、そういった湛水事業に対する農家への支援といったところがございすけれども、本市といたしましては、約 4,000 ヘクタールの広大な農地、また他地区にない広大な草地を有しております。そういった中で、既に水源涵養の役割を果たしていると考えておりまして、現在も行っております営農活動が今後、維持されるために直接農家支援につながる有効かつ必要な支援策について考えていくべきであり、また、引き続き要望等を行っていく必要があると考えております。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 課長には、このことは以前にも質問したことがあります。農家に対する支援をもっとしたらどうかと、今ある水で何とかかならんかという質問をしたことがある。そのときの答弁は、大した量じゃないと、十分使用する井戸の水を冬場は水にかけたぐらいじゃ大した量じゃないということを言われたものだから、土地改良に頼んで、この積み上げをしたわけです。積み上げをした結果、750 ヘクタールぐらいの土地が冬場にも湛水できる可能性がある。これに対する助成を何とかしてくれという話が今の話なんです。それに対して、課長、どうですか。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 議員のほうから概算資料ということで提供していただきましたけれども、管内の土地改良区のほうで、こういった数字が持たれていると思っておりますけれども、現在、国の交付金を活用して農地維持活動、また、資源向上活動ということで行っておりますので、これに対して直接、自然水はこういった形で存在するということでございますので、この自然水を、いかに今後、継続・維持していくかというところを、現在、交付金

事業で手当をさせていただいておりますので、今後とも引き続き、維持保全という形で保っていきたいと思っております。

また、直接、農家への支援という部分については、先ほど私が申し上げたとおりでございますので、御理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） ですから、今の現状を見ると、水はあるんです。十分している水もある、自然水もある。それをほとんど冬場は水張りをしていません。それで水張りをすれば、それは大津の瀬田あたりでするのは面積が違います、10 倍、100 倍の面積。

だから、何とか地下水を、熊本の地下水を守らないといかんということで、大号令をかけんなら、阿蘇の地下水をもっともっと見直してほしい。そこら辺の今からの周知の仕方をよろしくお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 自然水という形の活用でございますが、基本的に転作の冬作物でございますけども、地下水を揚水ポンプで汲み上げまして、営農に活用しているということでございますけども、自然水につきましては、そういったことではなくて、通年利用できるという環境であると思っております。

そういった冬作物に今後どのように影響していくかというところの部分の確認を図りつつ、この自然水については、営農の用水以外の防火用水等にも活用しているような地域もあるようでございますので、営農のみならず、いろんな分野での活用がございますので、今後は、慎重に検討していく必要があるかなと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 冬作物との検討を、それは十分してください。また、調査もしてください。

保証というか、恩恵が反当 3 万円もしあるなら、下手な冬作物をつくるよりは、水を溜めて地下水をつくったほうがいい。これは私自身がそういうふうに考えますが、皆さんはどうするか。とりあえず農政課としては、調査をしてください。そういう希望があるかどうか、地下水は絶対つくらないかん。

今から T SMC 第 1 工場だけで 1 日 8,000 トン、年間 300 万トンという水を採るという話、第 2 工場ももう 1 棟できる。地下水は幾らあってもいいから、下手に冬作物をつくるよりも農家の手取りは増えるんじゃないですか。いかがですか。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 営農活動の中で、やはり地域の産業が成り立っているところがあるかと思っております。そういった中で、主食用米を中心とした部分、また冬作ということで麦、そういった作物ベースの中で産業が成り立っているというふうな環境がございます。

また、こういった自然水を活用した部分の調査も図りながら、少しでも利活用できる分については、検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 課長、よろしくお願いします。

2 番目の質問に移ります。2 番目は、阿蘇市国民保護計画についてということで通告しております。

先日、この保護計画の冊子をもらいました。もう読むのにたいがい時間かかりました。これは武力攻撃を基にした保護計画ですね。

まず、その前に、これが平成 17 年に閣議決定されて指針ができているのに、今これができるのは 20 年もかかったのはなぜでしょうか。それをお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今年度、作成したというわけではございませんで、作成済みのものを今年度、改訂をしたということで、改訂でございます。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 改訂した大きな内容というのは、どういうところか分かりますか。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） 改訂は、国の国民保護計画、それから県の国民保護計画がございまして、そちらが改定されまして、それに合わせる形でさまざまな文言、それから追記したもの等がございます。

大きくは、これまで園児・児童・生徒への配慮という部分が、子どもたちへのというところがございましたので、そこは細かく園児・児童への配慮と、そういったものも含めたところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） この保護計画の目的と概要ということで、ざっとですけど説明をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） 国民保護計画の目的としましては、まず、武力攻撃事態等において、国民の生命・身体及び財産の保護を図るということが、まず目的でございます。

この計画につきましては、国民保護法第 35 条の規定に基づきまして策定をいたしております。概要としましては、有事に備えて事前の組織体制の整備、それから有事の際の物資及び資材の備蓄、有事となった際の対策本部の設置や関係機関との連携、警報及び避難指示、安否情報の収集や提供等、それから応急・復旧等について定めたものでございます。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） その武力攻撃が可能性として、予兆ができますか。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） 市として、武力攻撃等の可能性を察知するのは非常に難しいかと思っております。

そういったことに備えまして、国のほうで全国瞬時警報システム Jアラートというものを構築しております。こちらに基づきまして、議員も承知かと思いますが、弾道ミサイルが発

射された場合には警報が鳴るというようなシステムでございまして、この警報に基づいて、瞬時に市町村の防災行政無線に自動的に通報が来るようになっております。

そして、市のほうとしましては、屋外拡声子局、それから各世帯に配置しております戸別受信機、これによって警報を発するというところで対応しているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 今回、このことで一般質問に入れたのは、議会の開会日の全員協議会で、避難民の受入れ計画のあれを示したじゃないですか。これはちょっと危ないんじゃないかなと思って、ちょっと気になり出して、これを一般質問にしました。

そして、あのときの計画によると、阿蘇市は宮古島と多良間村の住民を1,500名受け入れるというような計画がありました。宮古島に私は友達がおりますから、夕べ電話をして、平和に暮らしているかと聞きましたら、平和に暮らしているということで安心しましたが、なんで、この間の全員協議会もそうですが、そこら辺を言い出すかなというのがちょっと疑問になりましたが、課長、何か答えが分かりますか。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） 先島の計画につきましては、国の方針に基づきまして要請があつていところでございますが、具体的な計画というのはこれまでなかったということで、実際、有事が発生した際に、具体化な計画がなければ実際に行動ができないということで、今回、計画づくりが進んでいるというふうに認識しております。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 次に有事の際に、市民への影響はということで上げておりますが、それはどういうふうな答弁になりますか。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） 国民保護計画におきまして、武力攻撃事態は4分類に定めております。着上陸侵攻、二つ目が弾道ミサイル攻撃、ゲリラ特殊部隊による攻撃、それから航空攻撃というふうに定めているところでございます。

このような武力攻撃等の有事が発生した場合には、まず最優先されるのは、当然市民の生命と安全の確保でございます。避難指示や警報が発令することは当然でございますので、市民の方は速やかに避難行動をとっていただくということで、影響は当然でございます。

それから、場合によっては、電力・水道・ガスなど生活インフラが一時的に停止する可能性がございまして、これに備えまして計画の中では備蓄、非常用電源の確保とか、水や食料の確保ということも体制を取っているところでございます。

それから、万が一の場合には医療機関も被害を受ける可能性もございまして、速やかに医療活動ができるよう消防関係機関とともに、医師会・医療機関との連携もこの計画に盛り込んでいところでございます。

それから、有事の際には学校や職場、それから商業施設等で一時的に閉鎖されることも想定されるということで、有事の際には市民の日常生活に、場合によりまして大きな影響が出る可能性もございます。市民の市民への影響が多岐にわたりますと、市としましては国民保

護計画に基づきまして、あらゆる事態に対処してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） そうならないように、みんなで気をつけたいと思いますが、毎日、ウクライナの映像であったり、ガザ地区の映像であったり、そういうのを見ておりますと、本当にこれを見ながら、そういう画面が頭の中に出てくるんですね。そうならないように、ぜひみんなで気をつけましょう。この質問は終わります。

次に3番目の質問で、景観を活かしたまちづくりについてということで通告しておりますが、このことは経済常任委員会で北海道の美瑛町に行政視察をしまして、美瑛町を見て、美瑛町のあの美しさにもう魅了されました。そして、その魅了された頭で帰ってきて阿蘇市を見たときに、これはいかんと。道端の草木も何もできとらんで、世界遺産を登録するとか、そういうことをちょっと、これは問題だというのがあるものですから、今回、入れました。

それで、景観維持の取り組み状況ということで、各課に観光課、建設課、農政課に答弁を願いたいと思います。まず、観光課から。

○議長（菅 敏徳君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） それでは、観光課のほうから景観維持の取組状況を説明します。

もう言うまでもなく、阿蘇観光において景観は要であります。保全と活用のサイクルで、この景観をもっと良くしようということで、環境省と熊本県と、現在、国立公園満喫プロジェクトに取り組んでおります。

熊本県は阿蘇市内において、阿蘇駅前前の電線の地中化や、大観峰の展望所等を整備しています。本市の取り組みといたしましては、景観を阻害していた草千里側の手前と城山展望所の支障木撤去をしております。それと廃屋撤去のほうでは、仙酔峡のロープウェイ駅舎になります。

それと草原維持では、熊本県と草千里ヶ浜の野焼きの再開をしております。そのほか 100 を超える観光看板のうち老朽分の撤去や集約化もしておりますし、山上では民間の施設の外観修景整備にも計画範囲になりますが支援を行なっております、そういったところに注力しております。

また、道路沿線では、市道中央線のところに 40 区画、花壇オーナー制度を設けまして、今フラワーロードを継続しているところです。

○議長（菅 敏徳君） 建設課長。

○建設課長（鎌倉敏一君） おはようございます。建設課のほうから、ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

建設課については、市道の草刈りという部分になるかと思いますが、景観維持といいますか、基本的には安全管理という部分で対応しているところでございます。市道の除草につきましては、隣接する土地の地権者の方ですとか、関係者の方々及び農地水事業など、地域の皆様の御協力によりまして実施をしているところでございます。

幹線道路等の交通量の多い路線等につきましては、業者やシルバー人材といった部分に委託をいたしまして実施しているという状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） お答えさせていただきます。

農政課といたしましては、普段の営農活動によりまして、景観の維持が保たれているといったところでございまして、まず、草原でございすけども、採草、放牧、野焼きといった人々の労力によって良好に維持された結果、草原景観が形成されているところでございます。また、水田等の農地につきましても、営農活動によりまして、美しい田園景観が形成されているところでございます。

引き続き、草原また農地の営農活動を中心といたしました景観維持につながる取り組みといたしまして、継続して実施をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 各課の取り組みを聞きまして、やれるだけのことはやっていると。そして、今度プラス、地域の住民がそれぞれ自分の地域を、やっぱりある程度、ボランティアでもいいから、自分の地域をきれいにするような気持ちになってほしいと、特に思います。

農地の場合は、あぜ草刈りです。あぜ草刈りを全くしない人がいるんです。これはもう、一番最たるもので、これは我がところは、自分たちできれいにするという気持ちを持てるような周知を何か知恵を貸してください。農政課長に一番聞きますが、どうぞ。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） これまでも多面的機能支払交付金事業を活用いたしまして、集落機能の維持等に取り組みを、地域市民の方々の協力によりまして保たれているところでございます。

引き続き、全体的に、広域的に意識を持っていただくような形で、今後も引き続き事業の取り組みといたしまして、周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 多面的機能で皆さんに日当を払って草刈りをしてもらう。これはもうちょっと考えんといかん。もう草刈りをする人たちが高齢化になって、なかなかですね、私も土地改良の役員をしていますから、呼び出して草刈りをしてもらうと、よういかんとですよ、してもらおうと思うと。だから、もう重機で、ある程度、重機が使えるところは重機で刈れるような、その機械を購入したり、機械をリースしたり、そういうことができるような方向に持っていったほうがいいと思いますが、いかがですか。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 交付金制度の中で、機械のリース等のメニューが設定されているような状況でございますので、そういった制度については、土地改良区等の関係機関を通じて周知徹底を図ってまいりたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） ぜひ、そこら辺の周知をよろしくお願いします。

次に、美しい景観を維持していくための条例ということで、通告しております。阿蘇市には景観条例、既に今、設置されております。この景観条例があまりにも立派すぎる。おかしいでしょう。立派すぎて何も機能しとらんかなと。

もうちょっと分かりやすく言葉少なにですね、それがこの条例があるという、条例があつてどうなるんだというのが、私の率直な考えですが、担当課はどういうふうに考えておられますか。

○議長（菅 敏徳君） 住環境課長。

○住環境課長（村上勇一君） お疲れさまです。

住環境課の見解といたしましては、まず、この景観条例に関しましては、自然に景観の保護を行うために、地上にあるものの景観誘導を行うような条例となっております。本条例は、平成 26 年に制定しておりまして、一定規模の開発に対しまして景観形成基準を定めております。

今までの例といたしまして、国道 57 号線とか、阿蘇駅です。阿蘇駅前にマリオットが来られたと思うんですけども、そちらのほうは阿蘇駅から、もともとは阿蘇山が見えないような設定だったんですけども、景観条例がありますので、その分を少しセットバックしてくださいとか、色を抑えてくださいとか、そういった感じでこの条例に関しましては届け出があつて誘導をしております。そういう条例でございます。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） この条例の中に、規定に違反したあと、過料 5 万円を課するという条例ですが、それを今までしたことがありますか。

○議長（菅 敏徳君） 住環境課長。

○住環境課長（村上勇一君） あくまでも誘導という形でなっておりまして、5 万円の罰金をしたという経緯は今まではございません。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） せっかく条例もちちゃんとあるわけですから、これがちゃんと機能するように、ぜひお願いいたします。

我々が美瑛町に行ったときに、美瑛町の職員が説明をしてくれました。その人が阿蘇に来たと。北海道で自分たちは雄大な景色は見慣れているけど、阿蘇に来て、あの草原景観は感激したという話を聞きまして、これはもっと阿蘇は頑張つて、景観を生かしたまちづくりをせないかんと思いました。よろしくお願いします。

これで、一般質問を終わります。

○議長（菅 敏徳君） 15 番議員、五嶋義行君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） それでは、暫時休憩といたします。11 時 20 分に再開いたします。

午前 11 時 07 分 休憩

午前 11 時 20 分 再開

○議長（菅 敏徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、3 番議員、菊池勝秀君の一般質問を許します。

3 番議員、菊池勝秀君。

○3 番（菊池勝秀君） 皆さん、こんにちは。現在、メジャーリーグがオフシーズンとなっておりますので、前段は、今日は省略をさせていただきます。

それでは、本日は先日発表されました 2024 グーグル検索ワードの中で、九州各県の上位を占めました南海トラフ巨大地震などに関する防災、二つ目に、今、健康被害が全国的に懸念されて話題となっております、一部の浄水場で確認されました発がん性が指摘されます、有機フッ素化合物、PFAS に関連する質問をいたします。

午前中、最後の質問となります。阿蘇市にとって、前向きな明るく答弁をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告書に基づきまして、まずは、自然災害に強い安全・安心の防災阿蘇市の確立に向けてということで質問をいたします。

政府の地震調査委員会は、2024 年 1 月に南海トラフ周辺で、今後マグニチュード 8 から 9 の巨大地震が発生する確率を 10 年以内では 30%、30 年以内では 70 から 80%程度と発表しました。南海トラフ巨大地震は、静岡県から宮崎県の広範囲の震源域で連動して発生する地震ですけれども、例えば 10 年以内に 30%程度ということですが、いつ発生するか、誰も予測することができないのが現状でございます。

そこで、災害時に設置する避難所の環境改善といたしまして、まずは、食料等の備蓄品の内容と保管場所の現状を質問いたします。本市の備蓄量は、市民一人当たり何日程度なのか。併せて、保管場所は何か所あるのかについて、防災情報課長のほうから回答をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

市では非常時や災害に備えまして、食料や飲料、避難所で必要な物資を備蓄いたしております。食糧品につきましては、現在、市民一人当たりという計算はいたしておりませんが、1 万 260 食備蓄しているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3 番（菊池勝秀君） 場所も。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） 失礼いたしました。備蓄の場所につきましては、市役所本庁、それから各所を含めまして、9 か所に備蓄しているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3 番（菊池勝秀君） ありがとうございます。

1 万 260 食ということですので、今、阿蘇市の市民が 2 万 4,000 人ちょっとでございますので、一食もない。1 日 3 食とすれば一食もないというような状況になります。

市民の方には、3 日程度の備蓄ということをお話をしておりますが、この備蓄量で足りるの

か。不足するのであれば、今後、備蓄量を増やすのか、予定があるのか、回答をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） 私どもの想定としましては、全市民が一斉に被災するという想定はいたしておりません。市の想定をしたところ、現在でいきますと1万260食でございますが、今年度、若干見直しを行いまして、備蓄品の数量でございますが、内容につきましても若干見直しを行いまして、令和7年度予算に反映したところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） 南海トラフ巨大地震は、広域で発生する地震でございます。熊本地震のような、他県からの食料等の支援も期待できません。本市のみで、逆に言いますと、観光客を含めた対応をしなければならないことは、想定範囲内と思っております。

備蓄量を増やす、もっとですね、3倍程度以上は増やす必要があるかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） 私ども考えておりますのは、まず、発災した直後に、公助となります市の備蓄品を提供するのは非常に困難というふうに思っております。このため、市民の方々にも最低3日、よければ1週間の備蓄をしていただきまして、その後、私どもが備えております備蓄品、それから県内の市町村とも総合応援協定等を結んでおります。

それから、国のほうからもプッシュ型の支援といいまして、発災後3日目には物資が届くような形で、支援が計画されておりますので、そういった形で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） 国のほうからのプッシュの支援ということが話ありましたが、南海トラフの場合に想定していただくと分かりますけど、逆に言うと、日本全体が揺れるということから考えますと、どこでも被災するんですね。そういうところで、プッシュのしようがない。

逆に言いますと、この南海トラフということでは九州では大分、宮崎、鹿児島ですね、こちらのほうが逆に言いますと、一部水没するとか、そういった部分の大きな地震です。

ですので、例えば国のほうからのプッシュの物資の支援があるということであれば、そちらのほうを優先するというのが、なるんじゃないだろうかと考えています。増やす予定がそこまでないということであれば、その理由と対策ということを回答をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） 南海トラフ巨大地震はですね、全国全自治体が被災するという想定ではございませんで、例えば熊本県内でも南海トラフ地震防災対策推進地域といいますのは、こちらは震度6弱等の揺れが想定される地域というのも10町村でございまして、市の備蓄もございますが、あと県のほうの地元の阿蘇地域振興局、それから熊本県庁等でも

備蓄をいたしておりますし、それから、他市町村との、先ほども申し上げましたが、応援協定等もございますので、全市民分を例えば3日、1週間程度備蓄するというのは現実的ではないというふうに考えております。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） 全市民の分をということで、現実的ではないということなんですが、この地震というのは、いつ起こってもおかしくないということなんですね。それでいきますと、阿蘇は観光客がいらっしゃいます。観光客の方にも同じように物資というのを支援する必要が出てきますので、逆に言いますと、阿蘇市民の方の3日分、例えばの話ですけど、それだけ量があっても観光客の方を含めると足りないということになるかと思います。

備蓄量を増やすといっても保管スペースの問題もあります。現状では無理があると思いますが、保管場所を増やす予定がありましたら、回答をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） 保管場所につきましては、現在9か所、備蓄をしているところでございますが、阿蘇市内でも本庁辺りから、主要な備蓄拠点から離れている地域もございます。そういったところの備蓄を増やしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） 保管場所のスペースの問題ということがあると思うんですけど、そこで、市内約40か所に指定されております指定避難場所、全てに食料等の備蓄品を配備・保管することを提案したいと思っております。

分散して保管することによりまして、例えば阿蘇の西部地区で被害が発生した場合、市の指示により、他の指定避難場所から備蓄品をすぐに、西部地区のほうに増配備することができるようになります。国の支援が、県の支援が期待できないような状況下にあって、検討の余地はあるかと思いますが、どんなでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） まず、備蓄品の分散という御提案でございますが、あまり分散しすぎてしまいますと、災害が市内全域で一斉に発生した場合には、それは有効かなというふうに考えておりますが、一部の地域に偏った場合には、分散しているところの物資を、また集めて配送するというようなこともございますので、ある程度、市としましては、旧町村単位では分散しておりますので、そこから被災地域のほうに集中して届けたいというふうに考えております。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） 物資の輸送とかありますけど、西部地区のほうでも、例えばの話ですけど、それじゃ坊中のほうからですね、そちらの備蓄品を西部地区のほうということであれば、車でトラックでわずかの時間しかかかりません。ほかのところから持ってくるよりも、そちらのほうが早いんですね。ですので、そういった部分の場所を検討していただきたいというふうに思っておりました。

指定避難場所の保管スペースの問題も、備蓄品の場所を増加するという事になれば、問題もございますが、先月 11 月 9 日、政府が従来の被災後に補助していました資材購入の予算を今後は、事前の備えにシフトする。事前の備えにシフトして、重視をして、水洗式の便器を備えた移動式のトイレ、キッチンカーなどの防災備品の導入費用を政府が補助するという方針を決定しております。

地方創生交付金の対象を拡大するというものでございますが、この交付金を本市では、例えば指定避難場所の備蓄品の保管スペースがないのであれば、その保管スペースを発行するために、必要なところにはプレハブの保管庫を設置するとか、そういったところはどうか。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） 地方創生交付金による防災備蓄品の政府補助ということで、報道もされております。本市で、県のほうにも確認しましたところ、現在、補助の対象として、まだ詳細が示されていないということで、例示としては、キッチンカー、トイレカー、それから仮設入浴施設等のハード面のほうの補助が想定されているようでございます。

この中に、議員おっしゃいました保管場所の設置の補助であるとか、そうしたものが示されましたら、私どもも先ほど申し上げました拠点施設から遠いところについては、そういった施設の設置をこの交付金を活用しまして、検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） 移動式のこの交付金の対象、今のところは、確かに今、回答がありましたように、移動式のトイレ、キッチンカーなどがメインということで、新聞にも載っております。

ただ、例えばの話ですけど、トイレについては、例えば協定をリース会社と結んで、そちらの分を一斉配備するとか、いうことも可能になるんじゃないかなと思っています。

そういうことで、県を通じて、プレハブの保管庫の設置について使用できないかどうかということを、この対象の部分がまだ示されていないということですけど、ぜひそういったところについても、要望ということで上げていただきたいなと思っております。どうでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） 先ほど、議員がおっしゃいましたリース会社等の配備ということで、現在も災害時の応援協定ということで、市内のそういう建機関係のリース会社とは協定を結んでおりまして、有事の際には仮設等への提供等をいただくこととしております。

また、交付金を活用した、そういった保管場所の設置につきましては、詳細が示され次第、市のほうで検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） 課長、ありがとうございました。

次に、大規模水害に備えた黒川流域の遊水地整備事業について質問をさせていただきます。

現在、整備中の跡ヶ瀬遊水地の整備の進捗状況と今後の予定を、建設課長のほうから回答をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 建設課長。

○建設課長（鎌倉敏一君） お疲れさまです。ただいまの御質問にお答えいたします。

跡ヶ瀬の遊水地についてということでございますが、事業主体であります熊本県のほうに確認をいたしましたところ、令和元年の事業化後、用地取得及び文化財調査を終えた区域から工事に着手をされております。

令和 5 年 12 月には、遊水地に貯留された水を排水する排水樋門が完成し、現在、護岸工事及び遊水地内の掘削工事が進められているということにございます。

今後もし引き続き、早期事業の完了に向けて、必要予算の確保に努め、整備を推進していきたいというふうに伺っております。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3 番（菊池勝秀君） ありがとうございます。

今の予定で、跡ヶ瀬の遊水地はいつ頃までには、一応完了する予定でしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 建設課長。

○建設課長（鎌倉敏一君） ただいまのところ、まだ明確にいつまでというふうには公表はされていないという状況にございます。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3 番（菊池勝秀君） それでは、それに関連しまして、今後、予定の遊水地の整備計画の候補地、それと、それに基づく整備方式と検討時期、このあたりを回答をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 建設課長。

○建設課長（鎌倉敏一君） 国と県が策定しました白川水系河川整備計画というものに基づきまして、七つの遊水地が計画されております。このうち内牧、小野、無田、小倉、手野の五つの遊水地が完成しているところでございます。

先ほどの跡ヶ瀬に加えまして、残る一つの車帰地区の遊水地の計画がございしますが、現在、整備中の跡ヶ瀬遊水地の進捗状況を踏まえながら、具体的な検討時期を見極めていくというふうに伺っております。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3 番（菊池勝秀君） 整備方式は、どうなんでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 建設課長。

○建設課長（鎌倉敏一君） すみません、失礼いたしました。

整備方式につきましては、用地取得と地役権補償方式という、二つの方式がございします。この方式につきましても、市を含め地元の意見を踏まえながら決定していくというふうに伺っておりまして、現時点におきましては、その方式についても未定というふうに伺っております。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3 番（菊池勝秀君） ありがとうございます。

今、整備方式に用地取得方式と地役権補償方式という話でしたが、それぞれの方式のメリット・デメリットを簡単に結構ですので、教えてください。

○議長（菅 敏徳君） 建設課長。

○建設課長（鎌倉敏一君） 各整備方式のメリット及びデメリットにつきましては、まず、用地取得方式の場合は、用地を買収して掘削により遊水地が整備されるということで、メリットとしては、狭い面積でも湛水する容量が確保できるということ。デメリットとしましては、農地としての利用ができなくなるということが上げられます。

また一方、地役権補償方式のメリットにつきましては、通常時は農地として利用ができます。デメリットとしては、湛水する容量を確保するために、用地取得方式に比べ用地の面積や遊水地の面積が広大になるという部分が上げられます。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） ありがとうございます。用地取得方式と、それと地役権の補償方式のメリット・デメリットは分かりました。

ところで、この地役権補償方式なんですが、仮に災害が発生したとした場合、地権者には補償があるかと思われますが、耕作者に対する補償はございますか。

○議長（菅 敏徳君） 建設課長。

○建設課長（鎌倉敏一君） 今の補償の部分になりますけども、当初の契約といいますか、時点で地権者に対してになると思いますが、買収の価格に対してといいますか、3割の補償が受けられるという部分がございます。もし災害が起こった場合につきましては、これは農業共済の部分の補償の対象にはなるかと思われますが、その補償の割合といいますか、そういった部分については詳しくは答えできませんが、そういった形になるかと思われます。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） 課長、ありがとうございます。

この地役権の補償方式につきましては、課長よろしいです。耕作者に対する補償がないとかいうようなことで、デメリットが非常に大きいということで、現在、球磨川流域では災害があれば、農地に流木や土砂の流入で整地はしてもらえるものの、元の状態に戻るには数年かかるものとして、住民の反対の声が上がっております。災害が起きるたびに補償問題が出てくるなど、この地役権補償方式は非常にデメリットが多いかと思っております。

今後の遊水地計画に当たっては、狭い範囲でというふうな部分で、その湛水の量が確保できる用地取得方式ということで、地権者の協力を得ながら、この方式の整備方式を進めたほうが良いと思いますが、土木部長のほうの見解をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 土木部長。

○土木部長（中本知己君） 地役権方式を推進ということでございますが、課長も述べておりますけども、地元と十分協議して整備方針を決めていきたいと思っております。

また、現在、阿蘇市の地役権方式では、小倉遊水地と一宮の宮地のほうに天然遊水地がございますが、一度も湛水したことがございませんので、今後の取扱いについては、その実績も生かして取り組んでまいりたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） 私が言っているのは、地役権補償方式じゃなくて、部長、申し訳ないけど、用地取得のほうということなんですが、小倉とか手野の部分については、一度も湛水したことはないということなんですが、今の自然災害を見えますと、雨量とかが全然違いますよね。

今後の災害の、要はマックスの災害というか、巨大災害ということで、洪水とか大雨ということ想定して、こういうのは整備しないといけないかと思っております。ですので、一度もないということなんですが、今後あり得るということであれば、やっぱりそのものについては、整備方式あたりもしっかり検討していかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。

いずれにしても、今後、県との連絡協議会とか、そういったところがあるかと思いますが、ぜひ整備方式につきましては、用地取得のほうがいりんな部分でいいんじゃないかというのは、意見具申はできるんじゃないかなと思いますが、見解をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 土木部長。

○土木部長（中本知己君） 今後の想像以上の大雨というところの対策と申されますと、やはり容量が大きい地役権が有力だというふうに思います。

また、そういう提案もございますが、遊水地自体の掘り込みも範囲に限られますので、地形等を考慮しながら整備を進める必要があるとは思っております。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） 浸かるところの範囲が狭くなるとか、一部に限られるとかいう話がありますけど、そこの分について、やっぱり地権者の方であるとか、耕作者の方というのは、それをやっぱり気にしながらずっとしなければならいし、もし土砂等が流入すれば、その分の撤去であるとか、もとの土地に戻すということになると、相当の時間がかかるんですね。

ですので、そういったところを踏まえて検討を進めて、また、意見を出していただければというふうに思っておりますので、部長、よろしくお願いいたします。

続きまして、通告書2番目にございます、環境保全・地下水保全について質問をさせていただきます。

先ほども話をしましたが、全国的に健康被害が懸念されて話題となっております、一部の浄水場で確認されました発がん性が指摘される有機フッ素化合物の件ですけれども、熊本市でも井戸水や河川から、暫定目標値を超過化合物が検出されております。隣の産山村でも原因は不明ということなんですが、国の暫定目標を下回っているものの、有機フッ素化合物が簡易水道から検出されているということでございます。

本市においても、この有機フッ素化合物の調査を、昨日の委員長報告の中にもありましたけれども、的川の殿塚水源を含む市内6か所の水源を検査したということですが、検査場所というか、市の暫定目標値があれば、その数値と結果を上下水道課長のほうから回答をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 上下水道課長。

○上下水道課長（竹原昭典君） お疲れさまでございます。ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、前段として、令和２年から厚労省より水質基準に関する省令の一部改正ということで、水質検査管理目標設定項目としての暫定目標値でございますけれども、あくまでも国の指針で、こちらのほうが 50ng/L（ナノグラム・パーリッター）に設定されました。また、水環境についても同年に環境省より水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行により、要監視項目としての指針値が設定されました。

先ほど議員がおっしゃった市としての設定値というのはございませんで、今、言いました、あくまでも国の指針として、水質検査管理目標設定項目としての暫定目標値として 50ng/L を基準としております。

また、厚労省の指定を受けまして、令和２年から熊本県水道水質管理計画、この中で本市におきましては、先ほど議員がおっしゃいましたように的石地区の殿塚水源にて、年１回の検査を実施しております。

昨年度まで、令和２年から令和５年度までですけれども、検査結果では、先ほどの指針であります 50ng/L を超えたことは確認されておられません。

また、本年も９月に同様の検査を実施する中で、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、旧町村ごとに２か所ずつ、計６か所を、こちらのほうを水源水の検査を行いました。これについても 50ng/L の 10 分の 1、5ng/L 以下の検査結果でございました。

今後についてでございますけれども、追加調査としまして、住民の不安を解消するためにも、阿蘇市水道事業給水区域全域について各配水系統の末端給水栓から採水しまして、上水道 20 か所、また簡易水道 2 か所の検査を予定しております。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○３番（菊池勝秀君） すみません、的石の殿塚水源の分ですね、私が結果という話をしましたが、超えている、超えてないかというのが、昨日の報告の中でありましたけれども、基準の何 ng が殿塚で出たのかということだけは教えていただけませんか。

それと、今後の予定ということで、時期的にはいつ頃調査するのか、教えてもらえませんか。

○議長（菅 敏徳君） 上下水道課長。

○上下水道課長（竹原昭典君） 検査結果につきましては、先ほども申しましたが、一応基準が 50ng/L で、検査結果につきましては 5ng/L 未満、10 分の 1 未満という結果でございました。

ですので、検査結果だけ見ると、それが 3ng/L なのか 2ng/L なのか、というのはちょっと検査結果からは読み取れないんですけれども、基準でございます 50ng/L の 10 分の 1、5ng/L 以下、未満という結果でございました。

今後、22 か所を追加検査予定しておりますけれども、今回の議会で補正予算、昨日、通りましたので、予定としては来年１月に 22 か所の検査をする予定でございます。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） ありがとうございます。

私、先ほどの50ng以下ということを聞いたのは、9市町村ごとの6か所の部分ということでしたのですが、殿塚も同じ数値だったということによろしいんですか。

○議長（菅 敏徳君） 上下水道課長。

○上下水道課長（竹原昭典君） そうでございます。6か所、9月に水源水について検査しましたけれども、あくまでも検査結果につきましては、基準値が50ng/ℓですね、0.00005mg/ℓ（ミリグラム・パーリッター）なんですけれども、それで10分の1以下の。

○3番（菊池勝秀君） 議長、すみません。ちょっと挟むようで申し訳ない。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） そんな難しいことを聞いているわけじゃなくて、市内6か所が先ほどの回答であれば、市内6か所をあとで調べたら、5ng/ℓ以下だったということだったんですけど、令和2年から令和5年度まで、殿塚はやっていますよね。その数値がやっぱり同じだったのか、ということが聞きたかったことです。

○議長（菅 敏徳君） 上下水道課長。

○上下水道課長（竹原昭典君） 失礼しました。おっしゃるとおりでございます、もう以前から、5ng/ℓ未満でございます。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） 課長、ありがとうございます。

この問題は、岡山県の吉備中央町の一部浄水場で、暫定目標値の約28倍もの値が確認されたのが発端でございます。水源上流に長年放置されました産業廃棄物の使用済み活性炭が原因とみられることが分かっておりますが、何十年ものときを経て、結果、活性炭が吸着しました。フッ素化合物が流れ出て水源に流れ込み、汚染するという結果になっております。

仮に、地下水に頼っている阿蘇市にこの問題が起きましたら、住民の生活を脅かすだけではなくて、風評被害で観光にも大きなダメージがあるかと思えます。今後、産業廃棄物の処理や施設の改善等、政府から指示があると思いますが、この問題についての市としての危機感をですね、土木部長のほうから回答をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 土木部長。

○土木部長（中本知己君） PFASにつきましては、何度か議会でも質問が上がっております。自然界には存在しない物質ということで、化学物質、水に溶けにくいために地下水に浸透していってしまうと。その浸透した水を魚が食べて、また人に戻ってくるというような循環でございます。

危機感是非常に多くございます。できるだけ、そういう工場・企業あたりからの不法投棄あたりを管理していく必要があると思っております。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） 部長、ありがとうございます。

次に、これに関連しまして（2）再生資源物、再生資源として収集されました金属スクラップ、プラスチック等の屋外保管の規制に関する部分をお尋ねします。

本市における金属等のスクラップヤード事業場の現状、住環境課長、回答をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 住環境課長。

○住環境課長（村上勇一君） お疲れさまです。

再生資源のスクラップヤードということで、まず、再生資源といいますと、有価物になります。有価物になりまして、この規制対象は産業廃棄物ではないというふうな取扱いになりまして、近年、そういった形で民間の方がスクラップヤードを設置され、不適正な保管・管理を行っている事業者が問題視されるというふうな状況になっております。

本市の状況といたしましては、ただいま再生可能、再生資源物の取扱いについては許可制度がございませんので、本市として把握はしておりませんが、産業廃棄物につきましては、市内に産業廃棄物処理業者の許可を取られた業者が数社存在しているということは認知しております。これは県の届けになりますので、すみません、本市としては確認を行っておりませんが、大体私が確認した限りでは、4社ぐらいがあるかなというふうに思っております。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） 再生資源物として収集されました、このスクラップ金属、プラスチック等については、土地さえあれば、先ほど本市のほうでは許可制度を取っていないということですので、何ら規制を受けることなく、土地さえあれば自由に屋外に保管できるものと思います。

条例等がないというのが現状ですが、実は最近、西部地区にもこのような業者が進出してきて、再生資源物を収集したであろう金属等が無造作に屋外に放置・保管している現状がございました。

これは全国的に、金属スクラップや使用済みプラスチックなどの再生資源物のリサイクルが推進されている中で、そういった部分の事業場が増えているという状況にございます。ただ、神奈川県とか千葉県、埼玉県では、民家近くの土地を業者が購入しまして、そういった分に不適正に保管していることによって、火災であるとか、災害に伴う騒音、振動、悪臭、それと汚水流出などが、住民の生活を脅かす大きな問題となっております。

埼玉県の越谷市では、この金属スクラップヤードの設置を市長の許可制として、罰則を設けておりまして、許可申請前には、地域住民への事前説明会の開催、崩落や火災防止のための囲いの設置、囲いの内側の側面を不透性のコンクリートで敷設して、スクラップの高さも制限、それと排水処理施設を設けさせるなど、基準遵守を義務付ける条例を今年制定しまして7月に施行しております。

今後、再生事業のリサイクルがやっぱり推進されて、指定の緩い市町村を狙って、そういうのが進出すると思います。阿蘇市もそういうところが懸念されますが、条例の制定とか、その方向性について、土木部長から回答をお願いします。ちょっと時間がありませんので、簡単をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） お諮りいたします。正午になりましたが、菊池勝秀君の一般質問の時間が途中でありますが、このまま続行したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） それでは、続行いたします。

土木部長。

○土木部長（中本知己君） 条例整備の必要性というところでございます。再生資源の屋外管理事業場の条例化に関しまして、環境保護や地域住民の生活環境を守るために非常に重要と考えております。

条例の整備につきましては、国・県も問題視していることから、この動向を注視しながら、他自治体とも足並みを揃えてまいりたいと考えています。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） ありがとうございます。

今ちょっと聞きますと、国・県も重要視しているということで、それに習ってといいますか、そっちがするなら、主に市町村もやりましょうというような部分に、ちょっと聞こえたんですが、水源となる地下水が汚染されて問題が起きてからでは、将来の子どもたちに対する負の遺産を残すことになります。

阿蘇市だけの問題でもございません。早急に、例えばの話ですけど、国立公園の環境問題として、阿蘇市郡で連携してこの条例を早めに制定したほうがいいかと思いますが、これについては、市長から回答をお願いをいたします。

○議長（菅 敏徳君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 今の発言の中でおっしゃいましたように、世界文化遺産という大きな目標に向かって頑張っております。

その中において、環境とか、あるいは廃棄物とか、そういうことについては、また、もし審査というものがあればチェックされることであろうと思っておりますので、各市町村のほうにもそのような課題を投げかけながら、そして実際自分たちの町村でも、どういうことが行われているのかというのも確認をしながら、進めさせていただきたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） ありがとうございます。これで一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（菅 敏徳君） お諮りいたします。午前中の会議をこのあたりでとどめたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。それでは、午後1時から再開いたします。

午後0時04分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（菅 敏徳君） 休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

続きまして、2番議員、中川文久君の一般質問を許します。

2番議員、中川文久君。

○2番（中川文久君） 2番議員、中川です。午後からもよろしくお願いいたします。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、スムーズに進めることができるよう努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告書に基づきまして、2点質問させていただきます。まず最初は、阿蘇市における投票率の向上についてということでございます。

この投票率につきましては、もう既に阿蘇市のホームページに掲載されておりますので見ることができますけれども、まず、阿蘇市議会議員の一般選挙です。これは約2年前に行われましたけれども、令和5年1月、これが63.24%、遡って1回無投票を挟んで8年前になりますけれども、平成27年1月が73%、比較して9.76%の減少。

阿蘇市長選挙についてですけれども、平成29年2月に行われたのが69.13%、遡りまして、無投票を挟みまして8年前になりますけれども、平成21年2月が84.14%で15.01%の減少。そして、県政にいきますと、県知事選挙が今年3月に行われております。これは54.92%です。4年前の令和2年3月ですと48.34%で、若干上がりまして6.58%の増加となっております。このように市政選挙においては、投票率が下がっており、県政選挙においても50%前後と低い数字でございます。

阿蘇市が全国的に見ても特別低いということはないと思いますが、今後の市政運営においては重要な課題であると考えます。そこで、投票率が下がっている、低いことについては、その要因についてどのように捉えていますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） お疲れさまです。選挙管理委員会の事務局として、答弁のほうをさせていただきます。

投票率が低くなっているという要因でございます。先ほど議員のほうからも御説明があったとおり、市政選挙のうち市議会議員選挙と市長選挙、この市長選では前回、合併した当初から比較しますと14ポイントぐらい減少し、市議会議員選挙に至っては、平成19年、それから令和5年の比較では23ポイントほど減少をしており、大きく投票率が減少している状況でございます。また、県政選挙におきましても、県知事選挙の平成20年と令和5年の比較では、12年間で約10ポイント減少しているという状況でございます。昨今は、国政、県政、市政選挙において、全ての選挙で投票率が減少傾向にあるということは御存じのとおりかと思います。

その要因といたしましては、生活スタイル、生活環境の変化など、さまざまな要因があるのではないかと考えているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 中川文久君。

○2番（中川文久君） ありがとうございます。

そういった全体的に、これは日本全国同じような状況で下がっているという傾向というのを、阿蘇市があるというふうに認識しております。

次に、ホームページには載ってないんですけども、年代別に見た投票率がどのようになっているか、その結果をどのように受け止めているか、お尋ねしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） 年代別の投票率についてなんですけれども、直近の市議会議員選挙のデータで少し御説明のほうをさせていただきます。

投票率については、御存じのとおり、年齢が高くなるにつれて投票率が高くなるという傾向にあります。20 歳代では 30%台の投票率、30 歳代では 40%台、40 歳代から 50%を超えて、60 歳代になりますと 70%を超えるという高い投票率となっております。20 歳代から 30 歳代の世代が 50%を下回っているという状況にございまして、若い世代で低い傾向にあることは全国的にも同様の状況があるようでございます。

その要因といたしましては、政治が自分の日常生活と関係しているということを非常に感じにくい状況がある。それから、政治が難しく感じられて興味を持ちにくいなど、政治への関心が低い現状があると思っております。先ほども申し上げましたとおり、生活スタイル、生活環境の変化が、要因としても上げられるのではないかと捉えているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 中川文久君。

○2 番（中川文久君） ありがとうございます。今の説明で、20 代から 70 代までのデータをお尋ねしました。

私がちょっと関心があるのは、18 歳といいますか、10 代になりますけれども、そういったところと 70 代以降、80 代になりますかね、そういったデータがあれば教えていただきたいんですけれども。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） こちらも市議会議員選挙のデータでございます。10 代、18 歳で選挙権を取得するということになっておりますが、この 10 代におきましては 42.82%でございます。80 代にいきますと、ちょっとまた下がりますけれども 56.07%という結果でございます。

○議長（菅 敏徳君） 中川文久君。

○2 番（中川文久君） ありがとうございます。

続いて、投票率向上の取り組みはということですが、市役所の役割としては選挙を円滑に運営するというのが、まずあると思うんですけれども、同時に市民参加を促進して投票率を向上させるというのもあると思います。そういった部分では、どのような取り組みがあるか、教えていただければと思います。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） まず、投票率向上に対する考えですけれども、投票率を向上させることというのは、実施された選挙の投票結果への正当性・信頼性が確保されるということになります。多様な意見が反映されるということは、社会全体に均衡が取れた政策形成に寄与できることにつながるわけでございます。これらの政策効果を有権者が享受された結果、政治への関心がさらに高まり、そういった主権者意識の醸成、民主性の確保につながるものと考えております。

また、投票率向上には常時啓発として、主権者教育など日頃の啓発活動に積極的に取り組むこと、有権者が自らの意思で政治に参加するという意識を育み、日常的に政治や社会問題

に関心を持つ意識や態度を育てていくことが重要であると考えていますので、今後は学校等との連携、それから、さまざまな機会を通じて主権者教育の醸成に取り組む必要があると考えております。

それから、選挙を通じた臨時的な取り組みでは、市のホームページの周知、広報誌での特集記事の掲載、あと懸垂幕等での周知とか、ポスター掲示、お知らせ端末での投票の呼びかけなどを行いまして、有権者の方の投票行動を促進するという取り組みも投票率の向上につながるのではないかと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 中川文久君。

○２番（中川文久君） ありがとうございます。

期日前投票というのがありますけども、ここは大事なところになるんですけども、その現状を数字等を含めて、データ等あれば教えていただきたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） 期日前投票についてでございますが、その推移を御説明いたしますと、平成 17 年に行われました衆議院議員総選挙の期日前投票の利用者、これが全体で 2 割程度でございました。

今年 10 月執行されました衆議院議員総選挙では、投票者数 1 万 2,000 人程度いるわけですが、その約 5 割が期日前投票を利用している状況にありまして、大変有効な制度であると考えております。

○議長（菅 敏徳君） 中川文久君。

○２番（中川文久君） ありがとうございます。期日前投票、それが大変 50% ぐらいということで、かなり上がっているということで、今後、重要な投票率向上においてなってくるというのが分かりました。

続いて、若者の投票率を上げるためにはというところに入りたいと思います。先ほどちょっと年代別のパーセンテージを教えてくださいましたけども、この若者の投票率が低い傾向にあるというのは全国同じで、阿蘇市も同じかと思っておりますけども、これは政治に関心が薄いとか、情報不足などが影響していると考えられていますけども、この若者に向けての投票率向上に向けた取り組みが阿蘇市においてあれば、お願いしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） 特に若者の投票率が低いという現状に鑑みまして、投票率の向上には 18 歳の選挙権取得までに学校と連携して、模擬選挙、政治討論などを通じて投票の重要性を学ぶ機会を増やし、選挙や政策を自分のこととして主体性を持って考えられる主権者教育の充実強化を図る必要があると考えております。

市の選挙管理委員会といたしましては、未だ十分な取り組みではないとは思っておりますが、毎年、阿蘇中央高校での出前授業としまして、選挙講話、それから模擬選挙を実施して、投票を行うことにより政治に参加するといった意識付け、それから投票が身近な社会問題を解決し、自分たちの未来や暮らしを良くするための手段であることを理解してもらうような取り組みを行っているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 中川文久君。

○2番（中川文久君） ありがとうございます。今、お話の中で、高校に出前授業ですかね、行って実際に模擬投票をされているということで、かなり具体的にされているのではないかなと思っております。

昨今では、SNSがこの投票に影響をしているのではないかというお話がありますけども、投票率を上げる役割は非常に果たしているのではないかと思う反面、いろんな情報がネット上で行き来している中で、いろんなそういったところの取扱いも、我々も同じように学習していけばいいかなと思っております。

それで、先ほど年代別数で見ていただきました18歳、高校生のところになります。そして20歳、社会人が主になるかもしれませんが、18歳では42.82%です。そして20代になると、30%ということです。10代から20代にかけて、かなり下がってくるというか、そういう傾向にあるかなというふうに思います。

それで、ちょっと残念な数字にもなってはいるんですけども、若い世代への関心を高める取り組みは常にする必要があるんじゃないかなというふうに思っております。例えば来年1月12日に、二十歳を祝う集いが開催されます。昨年は197名の参加があったということです。来年開催は、対象が274名いらっしゃるって、大体200名以上の方が参加されるんじゃないかなというふうに思います。

このような機会を捉えて、もう一度、この10代から20代にかけて、20代というのは、とても選挙にとって、以前は大事な年齢だったと思いますけれども、そういったところで、政治参加や選挙の大切さを伝える取り組みがあればいいかなというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） 成人の皆さんが集う、そういった機会の中で、そういった機会を利用して選挙投票率、選挙に関わること、それから投票率の向上に向けて、やっぱり皆さんの意思が世の中に反映されるということは非常に重要なことという認識づけを、そういった機会を通じてお話ができればと思っております。

ここは、また教育課のほうと、いろいろと選挙管理委員会のほうで話し合いをしながら、取り組ませていただきたいと思いますと思っております。

例年こういった、今回は「選挙の教本」というものなんですけれども、こういったものをですね、各成人を迎えられる方にはお配りをして、やっぱり世の中の一員として、もう主権者として、しっかり世の中で頑張っていくんだということを、常々そういった場面で、お伝えをしているという状況にはございますけれども、なかなか結果として、投票率が上がらないという現状、ちょっとこういったふうな手段が一番適切なのかというのを、再度、選挙管理委員会の中でも議論を深めていきたいと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 中川文久君。

○2番（中川文久君） ありがとうございます。ぜひ、そういったところも、折を見て、機会を見てやっていただければというふうに思っております。

続いて、先ほどのデータの中にもありましたけども、高齢者の関係になります。高齢者にやさしい投票所というふうにしておりますけども、データでは40代から70代までは70%と非常に高い。そのあと80代になると56.07%ですかね、だいぶ低くなっていくという、この境があると思うんですけども、この理由として健康上の懸念とか、体力的な負担ですとか、記憶力の低下への不安ですとか、社会的な孤立や無関心などが考えられるんですけども、この高齢者及び障害をお持ちの方に対しても、やっぱり十分配慮する必要があると思いますけども、取り組みがありましたらお願いしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） 投票にあたりまして、本市におきましては、現在、公共施設や公民館を中心に22か所の投票所、それから3か所の期日前投票所を設置しております。

投票所内の設備といたしましては、簡易スロープ、それから老眼鏡、点字器、高さの低い記載台と車いす等も設置をしております。

また、高齢のためであったりとか、身体の不自由等により投票用紙への記載ができない方については、投票の際、投票事務従事者による代理投票という制度もございます。

今後も、高齢者の方々が気軽に投票所へ足を向けられるよう、投票環境の向上に努めていきたいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 中川文久君。

○2番（中川文久君） ありがとうございます。いろんな対策を投票所では取っていらっしゃるというふうに思いますが、高齢者ですとか、障害をお持ちの方が安心して投票所へ行くことができる。そういう対策をしているということ、ぜひ前もって広報誌ですとか、お知らせ端末ですとか、チラシですとか、そういったことで、やはりそこを躊躇している方もいらっしゃるかもしれません。行ったら、ちょっと字を書くのが難しいとか、手を煩わせるんじゃないとか、いろいろそういう思う方もいらっしゃるかもしれませんので、そういうことはないんだと、投票所に来ていただければ、いろんなサポートを受けられるんだということを、事前に積極的に伝えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

課長、ありがとうございます。以上です。

それでは、続いて2番目です。森林環境譲与税の使途について、御質問したいと思います。阿蘇市における森林環境税と森林環境譲与税の現状はということで出しております。

本年4月より、個人住民税に一律1,000円を上乗せする形で、森林環境税が徴収されていきますが、その使われ方についてお尋ねしていきたいと思います。

まず、令和6年に市民に課税される森林環境税は幾らになりますか。何人ぐらいとか、どのくらいなるか、お尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（菅 敏徳君） 税務課長。

○税務課長（上村美博君） お疲れさまです。御質問にお答えいたします。

まず、先ほど議員のほうもおっしゃいましたように、令和6年度、本年度から、森林環境税の徴収が始まっております。御存じのとおり、森林環境税につきましては、国税ではございますが、地方税である個人市民税、県民税の均等割額と合わせて徴収するということが前

提となっております。

本市における森林環境税の課税・非課税の基準につきましては、個人市民税と県民税と同一でございます。したがって、個人市民税と県民税均等割額の納税義務者数と森林環境税の納税義務者数が同数でございますので、本年度の課税状況を申し上げますと、1万2,229名×1,000円で1,222万9,000円というふうになっております。

この約1万2,000人、例年1万2,000人程度、納税いただく方が推移をするところでしたが、御存じのとおり2025年の税制改革の内容によっては、この納税義務者も大きな変動が出てくるのではないかというふうな想定も今考えております。

以上でございます。

○議長（菅 敏徳君） 中川文久君。

○2番（中川文久君） 課長、ありがとうございました。

今、答弁いただいたのが税として市民からいただく分になるかと思うんですけども、それはそのまま国のほうに行くかと思うんですけども、次に、国から交付される森林環境譲与税になって、市のほうに来るということになりますけども、この譲与税は、まず、それが幾らになるか。昨年と比べてどのくらい増額となったか、お尋ねしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 御質問にお答えさせていただきます。

国から交付されます森林環境譲与税の額でございますけども、阿蘇市分といたしまして、本年度、令和6年度分の譲与額といたしまして、6,850万2,000円となっております。

昨年度、令和5年度との比較でございますけれども、令和5年度の譲与額といたしまして、4,989万2,000円、比較いたしますと1,861万円の増額となっております。

○議長（菅 敏徳君） 中川文久君。

○2番（中川文久君） ありがとうございます。

森林環境税よりも森林環境譲与税のほうが、かなり上回っているかと思うんですけども、この交付基準は、私有林ですとか人工林の面積、あと人口、林業就業者数によるということですけども、阿蘇市における私有林・人工林の面積と阿蘇全体の土地面積の割合がどのくらいか。また、林業の就業者数、何名ぐらいいらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 森林環境譲与税の基準でございますけれども、阿蘇市管内の私有林・人工林面積と管内林業就業者数、また、人口といったところの基準となっております。

阿蘇市管内の私有林・人工林面積といたしまして8,904ヘクタール、市の全体面積といたしまして3万7,630ヘクタールでございますので、私有林・人工林面積の比率が23.7%となっております。

また、管内林業就業者数といたしまして、直近で133名の方が就業なさっている状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 中川文久君。

○2番（中川文久君） ありがとうございます。23.7%が森林のパーセンテージ、133人で

すね。

先ほど金額が6,850万円ほど来るということですが、これがちょっとほかの自治体と比べて、多いのか少ないのか、よく分からないんですけども、近隣でもいいですけども、それが阿蘇市の位置づけがどのくらいあたりかを教えていただければと思います。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 熊本県内で申し上げますと、全体の森林環境譲与税額の上位といたしまして、やはり人口が多い自治体のほうが、割合として交付額が多いような状況でございます。

県内の自治体で申しますと熊本市、八代市、また山都町あたりが1億円を超えているといったところでございます。阿蘇市につきましては6,800万円強でございますので、中間より上位を占めているといったところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 中川文久君。

○2番（中川文久君） ありがとうございます。阿蘇市においても森林が結構ありますし、上位のほうにきているかなと思いますけども、国から交付される森林環境譲与税がどのような事業に使われているかについて、お尋ねしたいと思います。

この譲与税の使い方というのを、各自治体が地域の実情とか、森林の状況とか、住民のニーズに応じて自由に活用できるというような仕組みになっているということですが、この阿蘇市において、具体的な取り組みは何かあるのか、その成果についてお尋ねしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 阿蘇市の森林環境譲与税を活用いたしました事業、いわゆる税の使途でございますけども、主な使途といたしまして、管内の林道維持管理費、また市が行っております森林管理制度業務を、市で組織いたしております森林集約化協議会のほうに委託しております。

また、阿蘇地域で組織しております阿蘇地域林業担い手協議会への負担金等が、主な使途となっております。

また、譲与税活用の成果でございますけども、森林整備に必要な路網整備が図られたことによりまして、手入れ不足森林の適正な管理につながりまして、間伐等の促進によります森林所有者の意欲、また、林業事業体の経営安定の向上が図られたところでございます。

また、森林整備を担うべき人材の育成、また確保が図られたものだと思っているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 中川文久君。

○2番（中川文久君） ありがとうございます。

成果として、私は普段山のほうを見ると、伐採しているとか、何か音が聞こえるとか、トラックに木を積んで運んでいるとか、いろんなことで目にすることもありますし、林道ですとか、そういったものを整備されてきているんだろうと思っています。

それが、この森林環境譲与税を使ったことになろうかと思うんですけども、そういった

ことを、取り組みをやっているという成果を市民の方にも、やっぱり伝えていく必要があるんじゃないかと思います。今回、1,000円という、誰でも1,000円です。その使い方は、しかも国民から集めたものを阿蘇市がいただいているということで、やはりそれを伝えていく方法というか、やり方についてお尋ねしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） まず、本市の取り組み内容と成果の周知でございますけども、森林環境税ということで、納税いただく納税者の方々への理解への周知といたしまして、法令に基づいた森林環境譲与税の使途の公表が、法令等で義務づけられております。そういった中で、市のホームページに毎年掲載いたしまして、取り組みの周知を図っているところでございます。

また、管内でこの譲与税を活用いたしまして、路網整備、作業道等の整備、また支障木の伐採、それから林業の担い手の育成等々の事業に活用させていただいております。事業につきましては、事業施工時でありますとか、路網整備完了後に、現地に周知看板、標柱等を設置いたしまして、森林環境譲与税が活用されていることを周知しているところでございます。また、森林環境譲与税を有効活用いたしまして、実施している旨を、今後とも引き続き納税義務者に、取り組みへの理解を図ってまいりたいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 中川文久君。

○2番（中川文久君） ありがとうございます。

そういったホームページは、必ずこれは載せなくてはいけないということになっていると思うんですけども、そういう林道整備ですとか、いろんな整備したところに看板ですとか、標識ですとか、そういったものを立てていただいて、目に触れる形で、これが森林環境譲与税で行われているということを示していただきたいというふうに思っております。

続いて、林業従事者の高齢化や担い手不足解消に向けた取り組みはということでございます。私も波野地区に山林を所有してまして、定期的に間伐をしていただいているんですけども、今年もちょっとやりました。3回目になるので、だいぶすっきりしているかなと思いますけども、業者の方と休みのときにちょっとお話しする機会もあったりしますけども、この林業の従事者が増えないと、森林環境の保全は難しいのではないかなというふうな話になります。

この林業従事者ですね、高齢化になっているとか、担い手不足があるとか、そういう現状があると思うんですけども、そういったものについての税との関わり方の取り組みがあれば、お願いしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） まず、先ほど申しました阿蘇地域の関係機関で組織しております阿蘇地域林業担い手対策協議会の活動といたしまして、担い手育成のための研修会等の実施を行っているところでございます。また、スマート林業、高性能林業機械でございまして、そういったスマート林業を活用いたしました講習会を行いまして、就業者の確保と離職防止に合わせまして取り組んでいるところでございます。

また、市の森林集約化協議会におきましては、森林環境譲与税を活用いたしまして、新規就業者の家賃助成、また就業時に必要な装備等の助成を行いながら担い手確保を推進しているところでございます。

さらに本年度につきましては、阿蘇中央高校と連携協定を締結しており、チェーンソーの資格の取得、また植林等の講習会の支援を行ったところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 中川文久君。

○2番（中川文久君） 最後になるんですけども、特に担い手不足に対応して、働きやすい環境の整備ですとか、若い人たちが給与面などで安定した収入を得られる魅力的な職業になるといった面で、譲与税が使われればと感じております。

直接的に給与面とかできるのか、そのほかの対策があるのか、ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 譲与税については、直接、働く対価、給与等に充当できるというのは難しいところがあるかと思います。本市といたしましては、林業従事に必要な装備品、また資格取得等、そういったものを間接的に支援するために、譲与税を有効利用いたしまして、少しでも林業といったものが魅力あるものに変えられるよう、林業事業体の育成確保につなげてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 中川文久君。

○2番（中川文久君） 課長、ありがとうございました。

この森林は阿蘇市にとっても大切な資源でありますし、こういった譲与税等をいただいておりますので有効に活用して、それによって担い手が市外からでも阿蘇に来ていただいて、いろいろ活躍できる場があればいいんじゃないかなというふうに思っておりました。

ありがとうございます。私は、今回、投票率向上についてと森林環境譲与税についての2点を質問させていただきました。御答弁いただきました皆様方に感謝申し上げます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（菅 敏徳君） 中川文久君の一般質問が終わりました。

続きまして、8番議員、甲斐純一郎君の一般質問を許します。

8番議員、甲斐純一郎君。

○8番（甲斐純一郎君） 8番議員、甲斐でございます。議長よりお許しをいただきましたので、発言通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

午前中、五嶋議員のほうから同じような質問がありまして、重複する点多々あるかと思えます。しかし、通告をいたしておりますので、その内容に沿って進めさせていただきたいと思えます。

私は、今年の6月の定例会におきまして、同様の質問をさせていただきました。内容は阿蘇の経済発展と水保全の関連性に関しまして質問しました。そして、今回は阿蘇の地下水涵養・水循環に直結する事業の推進をということで上げさせていただいたところでございます。

今回の話、市民の方で初めての方もおられるかと思えます。このことから執行部におかれ

ましては、同じような質問をする点があろうかと思いますが、丁寧に説明方をお願いしたいと思います。

はじめに阿蘇の自然環境、優良農地の重要性について、市はどのような見解をお持ちか、お尋ねしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 住環境課長。

○住環境課長（村上勇一君） お疲れさまです。ただいまの質問にお答えさせていただきたいと思います。

阿蘇地域においては、1000 年もの長きにわたり維持されてきました草原の維持、持続的農業や独自の文化に加えて、阿蘇の水循環が世界でも例がない豊かな水資源であると評価されております。

また、近年、半導体企業の熊本県進出による地下水問題を契機といたしまして、地下水の保全や汚染対策といった部分に注目が非常に集まっております。特に、地下水涵養や生物多様性という観点から、阿蘇中流域のみならず、上流域であります阿蘇地域の草原や山林、または農地の保全が非常に重要であるというふうに認識しております。

○議長（菅 敏徳君） 甲斐純一郎君。

○8 番（甲斐純一郎君） ありがとうございます。前は、企画財政課長に答弁をいただきまして、水資源など阿蘇の貴重な自然環境を守りながら、一方では地域経済の活性化に結びつけるように、各課と連携を取っていきたいという回答をいただきました。

そして、今、村上課長からお話をいただいたわけですが、おっしゃるように、この阿蘇の貴重な自然環境をしっかりと守りながら、阿蘇でしかできない自然環境の有効活用をやはり今後考えていかなければならないのではないかなと思っていますところでございます。

最近、熊日新聞で、熊本県の地下水という項目をよく見ます。それを見ますと、守る・活かす・熊本の水と、題されて連載されておりますけれども、まさにそのとおりであります、阿蘇を抜きにしては考えられない。ただ、そこが表に出てこないという、もどかしさを感じているところでございます。

このようなことから、前回の質問の中で、近々、東海大学の名誉教授の市川先生をお呼びして、地下水保全水循環についての勉強会をやりますというお話をさせていただきました。これは先ほど五嶋議員もおっしゃっていましたので省かせていただきますけれども、何はともあれ地下水涵養・水循環を正確に勉強することが何よりであるという発想であります。

このことから、10 月 31 日に同じ考えを共有する農業団体、J A、それから阿蘇・一の宮の土地改良が一体になりまして勉強会を実施したところでございます。総勢 120 人ぐらいお集まりになりまして、この勉強会をやりました。

前回もお話しましたし、先ほど五嶋議員も言われておりますけれども、立野の外牧というところに、熊本地震の関係でボーリングを 2 本突かれたと。そして、そのボーリングで確認したところ、阿蘇から熊本市内に関連性が低いと言われたところに、一日 4 万トンの水が、そして年にしますと 1,500 万トンの地下水が熊本都市圏に流れているということが立証されたということでもあります。

やはり、これを聞きますと、ああ、そうですかじゃ済まない。やはりこれをどうにか生かさないかとじゃないかなと思っております。先ほど市長のほうもお話がありましたように、市長会あるいは議長会、それぞれ要望活動もされている。これも大きな要因だろうとは思いますが。

しかし、この勉強会には、課長さんにも出席してくださいと、そして話を聞いてくださいと言っておりますので、課長の御意見・見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 住環境課長。

○住環境課長（村上勇一君） 先の10月31日の市川先生のお話のところに立ち合わせていただきました。市川先生の講演では、阿蘇に降った雨の50%がカルデラ内に蓄積されているということが言われております。

1994年の西日本大渇水において、熊本県内は年間降水量が100ミリにも満たなかった降水量であったにも関わらず、熊本地域の地下水位は上昇したというふうなことが確認されたということが言われております。

ということは、白川流域の水源涵養のみではなく、阿蘇カルデラ内で行われている農業が大きく寄与し、噴火により堆積した阿蘇の土壌は、白川中流域の浸透性の高い水田に匹敵する浸透能力があるということを言われておりました。

また、この地下水や河川水をくみ上げて水田に水を張り、カルデラ内に保水するシステムにより、ゆっくりと下流に流れる機能に価値があるということを言われております。本市といたしましても、白川中流域の水源涵養が白川中流域である阿蘇地域の水田や草原を活用した畜産などの営みによって成り立っているという事実を、県もですけども、研究機関あたりと連携をしながら、科学的に証明していくことが必要だというふうに思っております。

○議長（菅 敏徳君） 甲斐純一郎君。

○8番（甲斐純一郎君） ありがとうございます。

これは話が若干前後しますが、先ほど市長会、あるいは議長会の要望活動というの話をしました。また、去年、県議会を傍聴しまして岩本県議が、阿蘇カルデラ内の水循環ということで一般質問されました。

ところが、県の見解は関連性が低いというのが去年でした。今年の12月、やはりまた県議会で、岩本県議が質問されました。そしたら、木村知事はもう前向きに考えますということをしつかり言われたんですね。これは、先ほど話がありました市川先生の研究成果もあるし、阿蘇の地元も動き出したというところが見えつつあるのではないかなというふうに考えております。

私は今がチャンスと、今の時期を逃したならば、阿蘇はこれまでと同じじゃないかなというふうに考えております。もう皆さんそれぞれ、同じお考えだろうと思っております。

昨日の熊日になりますけども、熊本地域地下水総合保全管理計画、これは関係11市町村でつくっております。これに阿蘇は入っていません。阿蘇市が含まれてないというのはもう当然御存じです。どのようにお考えか、お尋ねします。

○議長（菅 敏徳君） 住環境課長。

○住環境課長（村上勇一君） 熊本地域の地下水総合保全管理計画、これにつきましては、県と熊本市が平成6年に調査をして、熊本地域の地下水総合調査というものを実施しております。これを踏まえて、その際には西側の外輪から熊本平野にかけて難透水性の基盤岩があり、そこに広く地下水盆と言われる形状がある、という構造が言われておりまして、これに隣接する市町村が、この地域として言われております。

その際に、地下水が最大で14メートルぐらい減少すると、熊本市北区にあります、八景水谷の水源ですね、ここが枯渇するというふうなことで、この流域を踏まえます熊本県の地域11市町村で協議を重ね、それに、その11市町村で、この法案、保全管理計画を策定しております。

ということも踏まえまして、本市においては、この地下水盆に溜まった水を採取している部分はございませんので、水質悪化という面からも直接的な影響はないというふうに思っており、この計画には入っていないというふうに思っております。

○議長（菅 敏徳君） 甲斐純一郎君。

○8番（甲斐純一郎君） 今、課長からお話を聞きました。しかし、よくよく考えますと、これはそのときの目線が違うんですね。阿蘇を無視しているんですね。熊本市流域というか、周辺の発想でありまして、もっと阿蘇に目を向ければ、全然違った話になるんじゃないかなと思います。

お手元に地下水のシミュレーションということで、討論資料を準備させていただきました。これを見ていただきますとおり、平面図の赤枠、これには阿蘇は入っておりません。しかし、この上流に阿蘇があるんですね。水は下から上には流れません。上があつて下があるというふうに、当然の話であります、そのエリアを見てみましても、従来と最近を見ますと倍の貯留量になっております。

やはりこれを見てみますと、ほぼ9割が雨水地下水浸透というものによるということであり、これは地元の地下水浸透じゃないんですね、阿蘇の水がたぶん流れて貯留につながっているのではないかなというふうに、私は考えているところであります。

そこで、阿蘇の地域が地下水に果たす貢献の明確化というところを、やはり今後はアピールしていかなければいけないのではないかなと思います。午前中、話がありましたけど、市川先生は前は反対だったと。しかし、今はといたら、前向きに考えておられます。前向きに阿蘇のために貢献したいという話を聞きますと、やはり一緒になって考えていかなければいかんのではないかなというふうに思っています。課長、いかがでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 住環境課長。

○住環境課長（村上勇一君） 地下水のシミュレーションにつきましては、熊本県のほうも十分認識はしておられます。ただ、今回のシミュレーションを見てみますと、地下水系のデータが少ないと、阿蘇地域ですね。熊本市の1.5倍も雨量があるにもかかわらず、その地下水の流れは明確なものになっていないというふうに思います。

地下水の湛水データが否めないということです、阿蘇地域には3か所の地下水の調査井戸がありますけども、その部分を今後増やしていただいて、データを基に、科学的な根拠

を基に見える化することが必要であるというふうに思っております。

地下水の水田当たりの湛水事業も必要かと思いますが、その湛水事業で、この水がちゃんとどういうふうに使われているか、どう寄与しているかといったようなことを示す必要があるかなというふうに思っております。

○議長（菅 敏徳君） 甲斐純一郎君。

○8番（甲斐純一郎君） 課長、ありがとうございます。今、課長が言われた調査しているところは3か所ということで、これは実に少なすぎる。ところが、阿蘇には土地改良区の深井戸が100本近くあるんですね。調べようとすれば、当然調べられます。

ですから、私、個人的に思いますのは、調査研究費用を出してでも、これを調べるのが今後の阿蘇のために大いに重要じゃないかなというふうに考えているところであります。

また、その辺も今後しっかりお考えいただいて、今後さらに阿蘇のグレードが高まるように、よろしく願いしたいと思います。課長、ありがとうございました。

私は、常々第一次産業の活性化ということを言っております。やはり阿蘇は一次産業が基幹産業でありまして、この一次産業をなくして、ほかの産業にはつながらないというふうに考えております。ですから、全て一次産業の活性化というところでお話をするわけでありまして、前回も、次に上げております、優良農地が有する多面的機能を活用し、農家を支援することで、最終的には活性化にということで上げております。

午前中、五嶋議員が湛水事業の話、水張りの話をされました。私は、考え方が若干違っていて、やはり地下浸透を通じて地下水涵養を阿蘇の4,000ヘクタールの水田が賄っているということなんですね。要は、その部分がちょっとグレーになっていまして、評価されない。だから、そこをPRすること。

それと、もう一つは阿蘇の一次産業がどんどん少子高齢化で、もう平均が68歳、69歳になっています。やはりこういう中で、さらに投資しろといっても投資する余力がないと僕は考えています。じゃあ、どうするかということなんですね。やはり阿蘇の自然の素晴らしさというのをしっかりPRすることにより、じゃあ、雨水ですね、降った雨が阿蘇の優良農地にストックする方法はどうするかということを、国・県に問わなきゃいかんのかなと思います。

となると、どういうことかと言いますと、先ほども出ていましたけど、多面的機能とかですね、こういった事業があります。ただ、それとは別に個人の100メートルの長い畦畔や、これの子守を今までしきらんと。これからもしきらない。耕作放棄地になるということです。国・県と相談しながら、この新たな事業の中で地元負担がなく、優良農地の確保をしていただくならば、また、これから先、違った目線での発想ができるのではないかなというふうに考えております。

農政課長、その辺についてお答えいただきたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） お答えさせていただきます。

まず、地下水を活用して営農を展開しているということをPRする必要があるというふう

な議員の。

○8番（甲斐純一郎君） 議長。

○議長（菅 敏徳君） 8番議員、甲斐純一郎君。

○8番（甲斐純一郎君） それは違うんですね。優良農地が地下水涵養に直結しているということを、下流域、国・県が理解をすることによって、じゃあ、どうしたら雨水をストックできるかという判断をしてもらう。そのために、こういう活動をして、最終的には地元負担がないような対応で、優良農地の確保をしたいということなんですね。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 失礼いたしました。本市の営農の在り方といたしましては、主食用米が、まず1,900町歩程度ございます。またWC Sということで1,300～1,400町歩ほどございます。そういった中で用水を活用した営農体系といったところがメインになっております。そういったところの作物ベースで申しますと、十分水源涵養に貢献しているというのは伺える考えているところでございます。

また、優良農地につきましては多面的機能交付金、また、中山間地域等直接支払交付金を活用いたしまして、優良農地の確保・維持等の取り組みを農業者のほうで行っているところでございます。それに不足する分につきましては、これまで管内で11の農業法人が設立されてきて、それぞれの高齢化に伴います機械の共同利用化でありますとか、オペレーターの育成によります、作業の効率化等の条件整備ができたところでございます。

そういった中で、現在、国・県の支援を活用いたしまして、それぞれの取り組みを行っているところでございますけども、議員おっしゃいますとおり、優良農地を活用して地下水が貢献しているというふうな取り組みにつきましては、現在もできているのではなかろうかというようにところで、個人的には認識をいたしているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 甲斐純一郎君。

○8番（甲斐純一郎君） ただいま、多面的機能で対応しているとおっしゃいましたが、していません。それは何でかといったら、これが補充であるならば、この短辺（たんぺん）のほうは多面でやっていますね。ただ、こっちの長辺（ちょうへん）については、あくまでも個人の問題だからということで、多面ではやっていません。

ただ、どんどん高齢化社会になって、もう対応しきれないということになりますと、その畦畔がもう緩んでしまうということなんですよ。だから、こういった新たな事業を見つけてきて、やはりそういった対応をやれば、一鳥二石（いっちょうにせき）になるんじゃないか。優良農地の確保ができ、そして地下水涵養でも対応ができると。はたまた湛水事業も対応ができるかもしれません。やはりそういったことを考えていかないかん。

前回も話しましたが、課長、評論家じゃいかんとですよ。やっぱり前にどんどん進んでいく工面をしないと、評論家ばかりだったら何も前には進まない、と僕は思います。

ただ、課長が一生懸命やっておられますから、当然信じますけれども、やはり今後はそういったところも、しっかり検討していかないといかんじゃないかなというふうに思います。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） まず、耕作条件整備といたしまして、基盤整備でございますけれども、農業農村整備事業を活用いたしまして、これまで更新基盤整備といったところで、各工区単位で数年間、事業期間を用いまして更新基盤整備を行っております。

そういった中で畦畔の維持あたりも事業の中に盛り込まれておりますので、そういったものを当然、国・県のほうに早期実現に向けて予算の要望も、今後も積極的に図っていく必要があるかと思っております。これにつきましては、農地ベースでのお話でございます。

また、実際の耕作につきましては、先ほど申し上げましたとおり、農業法人、または集落営農組織の取り組みの中で、そういった必要な機械の導入支援、また、そういったものにつきましては国・県の補助事業の御紹介等も合わせながら、必要であれば事業導入に向けまして、働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 甲斐純一郎君。

○8番（甲斐純一郎君） ありがとうございます。やはりお金のことばかり言うのは非常にまずいというのは重々分かっています。午前中、五嶋議員も言われてましたけども、中流域は1,400町で9,900万円、助成金・交付金が流れている。阿蘇は4,000ヘクタールです。やはり、もう少しそこを考えていただくように、しっかり阿蘇もPRしていかないといかんじゃないかなというふうに思います。

繰り返しになりますけれども、阿蘇市の基幹産業である農業が残れるか否か、阿蘇の清らかな水がキーワードになってくるかなと思います。執行部の方々も、そういったところをしっかりと頭に入れていただきながら、今後、前向きに発想を展開していただきたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（菅 敏徳君） 甲斐純一郎君の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時07分 散会